改正の概要について

1　改正内容

○重度心身障害者医療：１医療機関ごとに１日 100 円の一部負担金を導入する。

○ひとり親家庭等医療：１医療機関ごとに１日 250 円の一部負担金を導入する。

2　一部負担金の取扱い

区　分	一部負担金の取扱い	
保険医療機関	医療機関ごとに１日 100 円(250 円) ［通院月４日・入院月 14 日を限度］	国民健康保険若しくは社会保険の自己負担額又は国若しくは地方公共団体が負担する医療給付に係る自己負担額が 100 円(250 円)未満の場合はその額が１日の負担額
同一医療機関における複数診療科受診	医科診療で 100 円(250 円)［通院月４日・入院月 14 日を限度］ 歯科診療で 100 円(250 円)［通院月４日・入院月 14 日を限度］	
訪問看護	訪問看護事業者ごとに１日 100 円(250 円)［月４日を限度］	
柔道整復・はり・灸・あん摩・マッサージ	施術所ごとに１日 100 円(250 円)［月４日を限度］	
保険薬局（院外処方）	一部負担金なし	

※（　）はひとり親家庭等医療

3　施行期日

平成 18 年８月１日（この度の改正において，本来額の２分の１を導入し，20 年度から本来額（重度医療については 200 円，ひとり親家庭等医療については 500 円）の自己負担を導入する。）

4　その他

この改正概要は，市町が実施する福祉医療費公費負担事業に対する県の補助金制度に関するものであり，市町によって事業内容が一部異なる場合もある。

※4 月１日時点の各市町対応状況については，別紙のとおり。

別紙１

福祉医療公費負担制度【重度心身障害者医療】に係る各市町の状況
（平成１８年８月１日からの一部負担金の導入について）

（１８．４．１現在
広　島　県）

市　町　名	対　応　状　況	該当数
竹原市　三原市　尾道市　府中市 三次市　大竹市　廿日市市　江田島市 熊野町　坂町　北広島町　安芸太田町 大崎上島町　世羅町	１医療機関につき１日１００円の自己負担金を徴収 ただし，同じ医療機関での１か月の負担金は**入院月１４日まで，通院月４日まで** （県制度に同じ）	１４
福山市	１医療機関につき１日１００円の自己負担金を徴収 ただし，同じ医療機関での１か月の負担金は**入院月４日まで，通院月４日まで**	１
広島市，庄原市，府中町，海田町	当面は入院・通院とも無料	４
呉市	県と同様な制度とする方向で検討中	１
東広島市　安芸高田市　神石高原町	検討中	３

別紙２

福祉医療公費負担制度【ひとり親家庭等医療】に係る各市町の状況
（平成１８年８月１日からの一部負担金の導入について）

（１８．４．１現在
広　島　県）

市　町　名	対　応　状　況	該当数
竹原市　三原市　尾道市　府中市 三次市　大竹市　廿日市市　江田島市 海田町　熊野町　坂町　北広島町 安芸太田町　大崎上島町　世羅町	１医療機関につき１日２５０円の自己負担金を徴収 ただし，同じ医療機関での１か月の負担金は **入院月１４日まで，通院月４日まで** （県制度に同じ）	１５
福山市	１医療機関につき１日２５０円の自己負担金を徴収 ただし，同じ医療機関での１か月の負担金は **入院月４日まで，通院月４日まで**	１
広島市，庄原市，府中町	当面は入院・通院とも無料	３
呉市	県と同様な制度とする方向で検討中	１
東広島市　安芸高田市　神石高原町	検討中	３

（参考）

福祉医療公費負担制度【乳幼児医療】に係る各市町の状況

（１８．４．１ 現在 広島県）

市町名	対応状況		該当数
	対象年齢	一部負担金の状況	
三次市	入通院とも小学校６年生まで	１医療機関につき１日５００円の自己負担金を徴収ただし，同じ医療機関での１か月の負担金は入院月１４日まで，通院月４日まで（県制度に同じ）	１７
三原市※　福山市　大竹市 東広島市　海田町	入院：小学校６年生まで 通院：就学前まで		
江田島市	入通院とも小学校３年生まで		
呉市※	入院：小学校３年生まで 通院：就学前まで		
竹原市　尾道市　府中市 安芸高田市　坂町　安芸太田町※ 大崎上島町　世羅町※　神石高原町	入通院とも就学前まで		
広島市	入通院とも就学前まで	①乳児（０歳児）及び乳児健康相談受診者等については入院は無料，通院は初診料算定時に５００円の一部負担導入（月４日まで） ②その他の者は県と同様	１
庄原市，廿日市市，府中町，熊野町，北広島町※	入通院とも就学前まで	入院・通院とも無料	５

※三原市は，18 年 10 月から通院の対象年齢を小学校６年生まで拡大
※呉市は，18 年 10 月から入院の対象年齢を小学校６年生まで拡大
※安芸太田町は，18 年８月から入通院とも対象年齢を小学校６年生まで拡大
※世羅町は，18 年８月から入通院とも対象年齢を小学校６年生まで拡大
※北広島町は，18 年８月から県と同様に一部負担導入（対象年齢は，入通院とも就学前まで）